

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処
遇改善と雇用安定に関する意見書

平成28年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約64万人とされ、いまや自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員である。

職種は行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育職員など多岐にわたり、その多くの職員が、恒常的業務に就き地方行政の重要な担い手となっている。

平成29年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立し、新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員として法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めている。

各自治体においては、平成32年4月の法施行に向けて、任用実態の調査、把握、関係条例規則等の制定、新たな予算の確保を行う必要があるが、まだ先という捉えから未着手の自治体も多くあり、準備不足が懸念される。

よって、サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望する。

記

- 1 地方公務員法及び地方自治法の一部改正について、改めて制度変更について各自治体に対し周知徹底すること。
- 2 新たな一般職非常勤職員制度によって必要となる財源については、地方財政計画に反映させるなど、その確保を確実に行うこと。

その際、自治体が運営する地方公営企業に雇用される職員もその対象とすること。

- 3 一般職非常勤職員への移行にあたっては、現に任用されている臨時・非常勤等職員の雇用に大きな支障が生じないように、各自治体に対し適切な助言を行い、人材確保及び雇用の安定の観点から、引き続き検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月16日

北海道遠軽町議会

提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣